

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	農業委員会に関する法律に関する事務	
行政機関等の名称	農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農家の地位向上を図る。	
記録項目	1 住所・電話番号 2 氏名 3 本籍 4 性別 5 生年月日・年齢	
記録範囲	農業委員	
記録情報の収集方法	関係機関からの情報提供	
要配慮個人情報の有無	☒ 有 ☐ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	農業委員会事務局
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル		☒ 有 ☐ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	農地流動化対策の調整事務	
行政機関等の名称	農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	農業地域の振興と農業構造の改善を図る。	
記録項目	1 住所・電話番号 2 氏名 3 本籍 4 性別	
記録範囲	農地利用最適化推進委員	
記録情報の収集方法	関係機関からの情報提供	
要配慮個人情報の有無	☒ 有 ☐ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	農業委員会事務局
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル		☒ 有 ☐ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		☒ 1,000人以上 ☐ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	農業者年金事務	
行政機関等の名称	農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	農業者の老後生活の安定と福祉の向上、また、農業者の確保を図る。	
記 録 項 目	1 住所・電話番号 2 氏名 3 性別 4 生年月日・年齢	
記 録 範 囲	農業者年金加入者・受給者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	関係機関からの情報提供	
要 配 慮 個 人 情 報 の 有 無	☒ 有 ☐ 無	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	農業委員会事務局
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル		☒ 有 ☐ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	